



2024年2月22日

各 位

本社所在地	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
会社名	RIZAPグループ株式会社
代表者	代表取締役社長 瀬戸 健
コード番号	2928 札幌証券取引所アンビシャス
問合せ先	取締役 鎌谷賢之
電話番号	03-5337-1337
URL	https://www.rizapgroup.com/

第3回 募集新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員に対し、下記のとおり第3回新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引受けが行われるものであります。

記

1. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社グループの中長期的な持続的成長および企業価値の最大化を目指すにあたり、chocoZAP事業を中心とした当社グループのさらなる成長に向けたコミットならびに当社グループの結束力を高めることを目的として、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行いたします。

本新株予約権は、発行時における払込価格が有償であるため、経営陣をはじめとする付与対象者が総額約52百万円の払込価格を負担するリスクを負う中で、行使条件である2026年3月期から2028年3月期までのいずれかの期における連結営業利益40,000百万円の達成に強くコミットすることを目的としております。

加えて、将来の権利行使時の株価が、発行時に設定された権利行使価格以上でなければ経済合理性がないため、経営陣・付与対象者に対してより強く中長期的な株価向上を意識づけることが可能となります。

今回の第3回新株予約権においては、付与対象者を当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員としており、2024年2月14日に公表した「中期経営計画の改訂に関するお知らせ」に記載の通り、中期経営計画が順調に進捗していることを踏まえ、新たに2027年3月期における「連結営業利益40,000百万円」の中期経営目標を追加していることから、chocoZAP事業を中心とした当社グループのさらなる成長にコミットするべく、行使条件を2026年3月期から2028年3月期までのいずれかの期における連結営業利益40,000百万円の達成としております。この行使条件は、第1回新株予約権の行使条件である連結営業利益30,000百万円を大幅に上回る水準であり、chocoZAP事業を中心としたさらなる成長に向けた経営陣をはじめとする付与対象者のコミットにより到達可能な水準であるとともに、当社として株主の皆様への責任を果たすことを目指した業績目標となっております。

これらの理由により、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

2. 新株予約権の発行要領

(a) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役	7名	297,600個
当社従業員	104名	141,000個
当社子会社取締役	3名	10,500個
当社子会社従業員	119名	78,000個

(b) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(c) 新株予約権の総数

527,100個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式52,710,000株とし、上記（b）により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(d) 新株予約権の払込金額又はその算定方法

本新株予約権1個あたりの発行価額は、100円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

(e) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額（行使価額）

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金400円とする。

なお、本行使価格から付与対象者が総額約21,000百万円の行使価格を負担する必要がありますが、権利行使が可能な期間を2026年7月1日から2034年3月31日までと定めており段階的な行使も可能となっていることから、行使金額の払込は可能であると想定しております。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(f) 新株予約権の権利行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2026年7月1日から2034年3月31日までとする。

(g) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2026年3月期から2028年3月期までのいずれかの期において当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書の連結営業利益が40,000百万円を超過した場合、当該営業利益の水準を最初に満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

なお、営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、当該連結損益計算書に本新株予約権に関わる株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から2025年3月31日まで継続して、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ 新株予約権者が禁固以上の刑に処された場合、及び当社又は当社子会社に適用のある法令又は定款若しくは社内規程に違反する等して新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でないと当社取締役会が判断した場合には、その権利を行使することはできない。

(h) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(i) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（g）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

（j）新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（k）組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（b）に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（e）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（k）③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記（f）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（f）に定める行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（h）に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ その他新株予約権の行使の条件
上記（g）に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
上記（i）に準じて決定する。
- ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

（l）新株予約権の割当日

2024年4月19日

（m）新株予約権証券を発行する場合の取扱い

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

（n）新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2024年4月19日

(o) 申込期日

2024年3月21日

3. 支配株主との取引等に関する事項

(a) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本新株予約権の発行は、その一部につきまして、当社の代表取締役である瀬戸健を割当対象者の範囲に含めているところ、瀬戸健は当社の支配株主に該当するため、当社にとって支配株主との取引等に該当します。

当社は、2023年7月6日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示しているとおり、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を以下のように定めており、本新株予約権の発行は、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引となるよう下記（b）及び（c）の措置を講じており、当該指針に適合しているものと考えております。

「当社と支配株主との間に取引が発生する場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針としております。よって、少数株主の保護は十分なされているものと考えております。」

(b) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本新株予約権は、当社内で定められた規則及び手続に従って発行するものであります。

また、本新株予約権の内容及び条件についても、一般的な新株予約権の内容及び条件から逸脱するものではなく、適切なものであります。さらに、本新株予約権の内容及び条件が恣意的とならないよう、当社及び割当対象者から独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングによって、本新株予約権の公正価値を算出し、その結果に基づいた価額にて割当てを行っております。なお、利益相反の疑義を回避するため、代表取締役社長の瀬戸健は、本新株予約権に係る取締役会の決議に参加していません。

(c) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本新株予約権の内容及び条件の妥当性については、当社取締役会で審議の上、本日、取締役会決議を行っております。当該取締役会決議に際して、支配株主と利害関係のない社外取締役である藤田勉、松岡真宏、車谷 暢昭および監査等委員である社外取締役の大谷章二、東條愛子、寺門峻佑より、以下の事由により公正性を担保する措置および利益相反回避措置が採られていることから、少数株主にとって不利益なものではないことについての意見書を2024年2月22日付で得ております。

- ・ 本有償ストックオプション発行の目的は、chocoZAP事業を中心とした当社グループのさらなる成長に向けたコミットならびに当社グループの結束力を高めることとしており、有償ストックオプションの趣旨に照らして適切であること
- ・ 本有償ストックオプション付与対象者は、企業価値向上に資する社員に幅広く選定されており、発行の目的の趣旨に照らして適切であること
- ・ 発行内容・条件のうち業績条件については、企業価値向上に寄与する意欲的な目標として適切であり、また、想定発行規模については業績貢献に資する幅広い役職員に配布する前提であり、発行の目的から適切であること
- ・ 発行価格・権利行使価格については、独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、評価に影響を及ぼす可能性のある前提条件を基礎としたうえで、一般的な算定手法を用いて算定したものであり、適切であること

以上